

入塾約款（規約）

（契約の成立）

第1条

入塾申込者（以下「申込者」という）は、表記「申込書兼契約書」（以下「本契約書」という）の内容および以下の条項に同意の上、本日、表記塾（以下「グローバル英語塾・横浜」という）に対して入塾の申込みを行い、グローバル英語塾・横浜はこれに合意いたします。

（役務の提供および対価の支払）

第2条

1 グローバル英語塾・横浜は、申込者に対し、グローバル英語塾・横浜の定める学習指導カリキュラムの中から申込者が選択した本契約書記載の内容の役務を提供いたします。

2 申込者は、授業料、その他本契約書に記載された金額を本契約書の定める方法によりグローバル英語塾・横浜の指定する期日までに支払うこととします。

3 申込者は、グローバル英語塾・横浜が提供する役務内容の変更を希望する場合、相手方に対して所定の手続きを行い、合意を得ることとします。その合意内容の限りにおいて、本契約の内容は変更されるものとします。

（学習指導の形態）

第3条 本契約書記載の指導形態については、以下の通りとします。

1 クラス指導とは、所定の教室で所定の指導時間内に一人の教師が複数の生徒に対して授業形式で指導するものとします。

2 個別指導とは、所定の指導時間内に一人の教師が一人の生徒に学習指導を行うものとします。

（学習指導の開始日）

第4条 本契約において、学習指導の開始日とは、本契約書に記載した日とし、所定の教室において学習指導がなされている限り、現実の受講の有無を問わないものとします。

（学習指導の実施場所）

第5条 学習指導は、グローバル英語塾・横浜が指定した場所で授業を実施いたします。

（学習指導期間と契約期間、授業の振替など）

第6条

1 学習指導の契約期間は契約書等所定の方法で示した期間といたします。

2 申込者は各ターム毎に一回のみ授業の振替を申請できます。

3 2の場合、二回目以降は一回の申請につき授業料の10%を請求いたします。

(入塾申込み後のクーリングオフ等)

第7条 申込者は、本契約書の交付の日を含め8日以内に書面によって申込みを撤回し、または契約を解除することができます。

(入塾申込み後の撤回または解除の方法)

第8条 前条による申込みの撤回または契約の解除は、申込者が申込みを撤回する旨または契約を解除する旨を記載した書面を、グローバル英語塾・横浜宛に発信した時より成立します。

第9条 第7条による申込みの撤回または契約の解除については、手数料は不要とし、申込者は損害賠償または違約金の支払いを請求されることはありません。授業料を支払った場合はその金額の返還を受けることができます。ただし、授業開始後は返還を受けることはできません。

(中途解約)

第10条

1. 申込者は、第7条本文に定める期間の経過後、グローバル英語塾・横浜に対して、契約の終了（以下、契約解除）をすることができます。ただし、申し出の期限経過後は除きます。
2. 申し出の期限は各タームの授業回の5回目前までとします。
3. 上記期間以後の契約解除の申し出があった場合には、グローバル英語塾・横浜は申込者にその契約解除に伴う損害を請求できるものとします。

(損害賠償)

第11条

1 グローバル英語塾・横浜の施設または業務の遂行に起因して、生徒の生命、身体を害し、または財産を損壊したことについて法律上の損害賠償責任を負うべき場合に、グローバル英語塾・横浜は相応の補償を行います。ただし、グローバル英語塾・横浜の管理下でない場合に発生した事故、グローバル英語塾・横浜の生徒の能力または技術が向上しないことに起因する損害、グローバル英語塾・横浜内において生じた盗難および紛失については、グローバル英語塾・横浜は損害賠償の責めは負いません。また、グローバル英語塾・横浜の管理下における生徒の行為に起因する偶然の事故については、法律上の損害賠償に基づき生徒およびその法定監督義務者が解決にあたるものとします。

2 グローバル英語塾・横浜の施設内で生じた生徒同士のトラブルや生徒に起因するその他の損害についてはグローバル英語塾・横浜は損害賠償の責めは負いません。

(警報・注意報発令時の対応)

第12条

グローバル英語塾・横浜は、授業開始前または授業中に気象警報が発令された場合、生徒の通塾途上の安全確保を念頭に状況を勘案し、一部またはすべての授業（含講習・補習）について休講とする場合があります。上記事由による授業（含講習・補習）休講の振替の責めは負いません。なお細則は「安全危機管理に関する規定」による。